

# 鳥取市における明治期の財政構造

藤田 安一 \*

## Financial Structure of Meiji Era in Tottori City

FUJITA Yasukazu

キーワード：鳥取市，地方財政，明治期，日清戦争，日露戦争

Key Words : Tottori City, Finance of Local Government, Meiji era, Japan China War, Japan Russia War

はじめに - 問題の所在 -

「市制・町村制」制定下の市町村財政  
「松方財政」以降の鳥取市経済  
日清戦争期における鳥取市の財政構造  
日露戦争期における鳥取市の財政構造  
日露戦争後の「戦後経営」と鳥取市財政

はじめに - 問題の所在 -

本稿の課題は、明治期における鳥取市財政の特徴を明らかにすることにある。その際、留意したことは次の3点である。

第1に、鳥取市における明治期の財政を概説したものは、わずかに鳥取市『鳥取市七十年』（1962年）にみることができるが、その財政資料には数箇所において誤記あるいは不正確な記述がみられるため、今いち度、第一次資料である各年次の『鳥取市歳入出決算書』を検証したうえで、正確な財政構造を示そうとしたこと。

第2に、当時の鳥取市の財政を、単なる歳入歳出の羅列ではなく、明治政府の財政政策との関連で明らかにしようとしたこと。

第3に、明治期における鳥取市の財政上の特徴を、日清・日露の両戦争を契機とする変化のなかで把握しようとしたこと。

このうちで第3の点は、戦前わが国の財政構造の大きな変化が、決まって戦争および「戦後経営」を契機として起こったという事実を確認したにすぎない。しかし、重要なことは、戦争を一時的な異常な現象として理解するのではなく、財政構造を含めた戦前日本資本主義の基本構造を規定した主要な要因として把握することである。

---

\*鳥取大学地域学部地域政策学科 地域経済論 地方財政論 専攻

こと、地方財政に関して言えば、国家財政よりも遥かに国民生活に密接に関係しているのが地方財政である。その地方財政が、いかに国家の財政政策の影響を強く受け、国民を中央集権的国家体制に引き入れるため、大衆課税によって国家の意思に国民を統合していく重要な手段として、利用されて行ったかが浮き彫りになるであろう。

本稿の課題は、以上の視点にもとづいて、明治期における鳥取市の財政構造を考察することにある。

### 「市制・町村制」制定下の市町村財政

1885(明治18)年に成立した第一次伊藤博文内閣は、1890(明治23)年の国会開設を前に、政党の影響が地方に侵入することを前もって防ぎ、政府の地方への支配力を強めるために地方自治制度の確立を急いだ。そのため政府は、1888(明治21)年に「市制・町村制」を公布した。これによって市町村は自治体としての法人格が認められたとはいえ、ますます増大する国政委任事務を分担することになる。もちろん、これまでも市町村は中央政府から布告布達の示達・地租など諸税の上納・戸籍・徴兵・就学勧誘・貧民救済など多くの国政事務が義務付けられ、知事・県令や郡長によって監督されてきたが、このような関係が市町村制の成立によって一層強められることになった。

市町村制の成立によって、国や府県および郡からの委任事務に関する経費は原則として市町村の負担とされ、さらに従来府県の負担であった郡区庁舎建設修繕費と郡区吏員給料旅費および庁中諸費の一部や区戸長以下給料旅費ならびに役場費は全て市町村の負担とされた。また、市町村制では「強制予算制」が採用された。この制度は、知事・郡長が職権として命令する支出を市町村が承認せず実行しない場合には、知事・郡長は、理由を示して強制的にその支出額を予算に加え支出させることができるという制度である。これによって、国からの委任事務が、市町村の意志にかかわらず強制力をもって実行されることになったのである。

他方、市町村の収入としては、財産収入・使用料・手数料・市町村税および夫役現品があげられるが、大多数の市町村では税収以外には見るべき収入はなかった。しかも、市町村税は、国税および府県税の附加税と特別税(独立税)の二つに分かれ、かつ附加税第一主義で特別税はごく限られたものであった。この附加税のうち、大衆課税である戸別割(戸数割)の占める割合がますます増大していく傾向にあった。附加税の税率も厳しく制限され、制限税率を超えての課税は内務大臣の許可を必要とした。また、公債募集の権限を認めたが、これは天災などやむをえない場合に限られた。こうして、市町村は過重な国政委任事務と強制予算制度および貧弱な財源のもとで、苦しい行財政運営を余儀なくされたのである。

一方、これを住民の税負担から見ると、市町村制の施行によって市町村税が国税・府県税の附加税、特別税の2種の形で徴収されることになり、特に地租割・戸数割の府県税に附加する市町村税が増加したため、結局のところ、住民の税負担そのものは軽減されるどころか、むしろ増加した。県や市町村は独立した充分な税源を持たなかったため、国税である地租に、まず附加税として地方税地租割が課税され、さらにそれに市町村税が附加された。戸数割にいたっては、これの課税徴収が全く法的に放任されていたため、県や市町村が競って戸数割を増徴するのが常であった。そのため、住民の不満は大きく、市町村税の滞納問題は地方行政にとって常に頭を悩ます最大の問題の一つであり続けたのである。

## 「松方財政」以降の鳥取市経済

鳥取に市制が布かれて鳥取市が誕生したのは、「市制・町村制」が公布された翌年の1889(明治22)年11月1日のことであった。出来上がったばかりの鳥取市の財政は、市制実施前の連合戸長役場時代の予算を引き継ぎ、1890(明治23)年度予算から開始されている。

当時のわが国は、松方デフレの厳しい不況からようやく立ち直り、全国的に起業熱が起こったにもかかわらず、1890年の反動不況を契機に一転して不況に陥るといふ激しい景気変動に見舞われる時期にあたる。すなわち、西南戦争による通貨の膨張が原因で好況を呈していたわが国は、1881(明治14)年になると、いわゆる「松方財政」によって深刻な不況へと転換した。大蔵卿に就任した松方正義は通貨の対外信用を確立するため、不換紙幣の整理を断行すべく健全財政の名のもとに支出の削減、増税を行なった。これが、世に言う松方デフレ政策である。

もっとも、農業以外に有力な産業がなかった鳥取県への波及が遅かったとはいえ、米価を初めとした諸物価が下落し始め、デフレは徐々に浸透していった。その兆候は、1882年夏に初めて現われたが、本格的な物価の下落は83年に入ってからのものであり、深刻な不況を呈していった。

不況は1884(明治17)年になってもますます深刻になり、米価を初めとする諸物価は暴落し生産や取引は減退する一方であった。そのため、経営不振や企業倒産が続出し、産業資金の需要が減少し、営業社や融通会社などの金融機関も続々と姿を消していった。また、鳥取市街に設立された第65国立銀行が営業不振によって兵庫県に移転したのも1882年のことである。

この松方デフレの影響を受けた鳥取市では、1884(明治17)年以降著しい人口の減少に見舞われた。再び人口増加に転じるのは市制実施の1889(明治22)年以降のことである。いかに、松方デフレの影響が大きかったかがわかる。

しかし、こうした不況も1885(明治18)年に政府が兌換銀行券条例を公布するとともに、翌86年に日本銀行が政府紙幣の銀貨兌換を開始することによって日本銀行券が市中に流通し、通貨制度の安定がもたらされたことを契機に回復基調に向かった。

通貨の安定を背景に起業熱が起こり、鉄道建設の全国的展開や肥料・ガラス工業など洋式工業の急速な導入が開始されていったのである。これらは、まさにわが国における産業革命の開始を告げるものであった。

明治20年代に入ると、景気はさらに良くなっていった。しかし、農業県である鳥取は、大都市に比べてそのテンポはゆるく、物価は米価を中心に1888(明治21)年までは下落を続けた。その後、ようやく生産や荷動きは活発化し、銀行の預金や貸し出しの増加が見られるようになる。このような状況が鳥取で起きてきたのは、つぎのような理由からであった。

第1に、稲作の改良の結果であり、明治20年代に入ってから米の収穫は増加し、1892(明治25)年には60万石という、かつてない豊作を記録した。

第2は、養蚕・製糸業の発展である。養蚕業そのものは、旧幕時代から細々と行なわれていたとはいえ、明治に入ってから県は桑園の新設や拡張に努めるとともに、群馬県から教師を招き、養蚕や製糸業の技術的な指導に重点をおき、士族授産のための養蚕伝習性の養成に努めた。その結果、1890(明治23)年頃から鳥取県下の製糸業の顕著な発展がみられ、県下各地に製糸工場が相次いで設立されるようになった。

第3は、山田県令が意図した県道の改修工事が、1886年(明治19)年に完成したことである。それ

までは物資の運搬は舟によるところが多かったが、この道路改修によって荷車が急速に増え、物資の移動・運搬が容易になった。

すなわち、鳥取・米子間の米子街道、鳥取から若桜を抜けて戸倉峠を通り姫路に通ずる若桜街道、鳥取から榎峠を通り岩井と蒲生峠を抜ける但馬往来、境より米子を通って岡山県玉島に至る県道、橋津より倉吉・関金を通って岡山に至る県道など9線を新設ないし改修して、荷車が通れる道をつくったのである。

こうした要因によって引き起こされた好景気は、鳥取県の産業構造を大きく再編した。すなわち、稲作の商品化と養蚕・製糸業の発展をもたらした反面、在来の木綿織物業やたたら製鉄業の衰退を招いたのである。このような動きを伴いながら、1888(明治21)年、1889(明治22)年と好景気を現出した。銀行の信用も高まり、預金・貸付のいずれにおいても大幅に増加した。

しかし、1890(明治23)年になると、わが国で初めての反動恐慌が発生し、これまでの好況は一転して不況に陥ってしまう。この経済不況が、基本的に日清戦争まで続くことになるのである。

## 日清戦争期における鳥取市の財政構造

こうした状況下、市制実施後、初めて取り組まれた鳥取市の決算を例に、当時の鳥取市財政の特徴を見ておこう。表1がその内容である。予算規模は、およそ14,000円で歳入歳出の内訳は表のとおりである。

まず、歳入を見ると、総額のなかで市税の占める割合が83%と圧倒的である。この市税の内訳は、国税附加税地価割と県税附加税戸別割および営業割の3種目からなっている。このうち、戸別割が9,708円と市税の83%を占めている。後に、この戸別割は戸数割とも言われ市の独立税になってい

表1 1890(明治23)年度鳥取市歳入歳出決算

歳 入		歳 出	
使用料及び手数料	310円231	役所費	6,049円650
雑収入	1,573円071	会議費	437円728
前年度繰越	425円398	土木費	178円463
国庫交付金	93円463	教育費	5,095円615
市税	11,675円650	衛生費	18円485
		救助費	50円261
		警備費	769円982
		勸業費	28円000
		市会議員補欠選挙費	29円859
		戸別割賦課等級設置費	381円415
		雑支出	123円971
		負債償却費	69円111
計	14,077円813	計	13,232円540

(出典)『鳥取市歳入出決算書』当該年次より作成。

くものである。戸別割は特別の例外を除いて全市民に賦課された。

次に、雑収入1,573円のうち小学校授業料収入は1,337円で全体の85%を占めている。その他、雑収入には不用品払代が含まれている。国庫交付金と地方税交付金というのは、国税・県税徴収事務に伴う交付金である。

また、歳出であるが役所費がトップで教育費がそれに続いている。この二つの項目で全歳出の84%を占めている。つづいて会議費、警備費の順である。役場費が全歳出の46%を占めている理由は、新制度でのもとでの役場の建築が行われたのに伴う経費であり、会議費も同様の理由から多くの支出を必要としたからである。教育費は当初から鳥取市の財政にとって大きな負担であったが、この傾向は年とともに著しくなっていく。特に、1900(明治33)年には義務教育が4年に定められたため、さらに市町村財政の圧迫を強めていった。

以上を前提に、日清戦争前後における鳥取市財政の推移とその特徴について見ておこう。

1894(明治27)年に勃発した日清戦争は、その遂行に必要な経費を臨時軍事費特別会計として、公債・特別資金繰入・国庫余剰金を原資として支出され、国税増徴などの措置はとられなかった。この点は、後の日露戦争の際、国税を確保するため地方税制限措置がとられ、地方財政に深刻な影響を与えたのとは大きな違いである。

むしろ、日清戦争期の鳥取において、財政上、大きな影響を与えたのは水害とそれに伴う土木事業費の問題であった。このことに、日清戦争の影響が見られるのは、以下のような事情があった。

鳥取県は1893(明治26)年と94(明治27)の2度にわたって深刻な水害に見舞われた。しかし、その修復のための水害土木事業が軍人出征により労働力不足をきたし工事が遅延した。さらに戦時下の物価騰貴のために工事費が上昇した。それにもかかわらず、戦争の影響で国庫補助金等の政府措置が講ぜられなかったため、水害土木事業の規模縮小を余儀なくされたのである。

この間の鳥取市財政の状況を表2で見ておこう。

表2は、日清戦争をはさんでの1893(明治26)年度と1897(明治30)年度との鳥取市財政を見たものである。

この表から、1893(明治26)年度に比べると1897(明治30)年度は、財政規模が大幅に増大している外に、歳入では国庫交付金や地方税交付金などの依存財源が増大しつつあることがわかる。他方、歳出では教育費が全体の中で占める割合をますます高め、土木費、衛生費、勸業費も大幅に増額されている。

さらに、表2を1897(明治30)年度の歳出を市制施行時の鳥取市財政を示した1890(明治23)年の表1と比較すると、わずか7年の間に財政規模の飛躍的な増大と各経費のうち、教育費、土木費、衛生費、勸業費の大幅な増加を確かめることができる。

表2 1893(明治26)年度及び1897(明治30)年度における鳥取市歳入歳出決算

歳 入			歳 出		
項目	1893(明26)	1897(明30)	項目	1893(明26)	1897(明30)
財産収入	108円107	189円878	(経常部)		
使用料及手数料	413円948	659円668	役所費	4,917円725	6,260円171
雑収入	7,372円310	5,414円553	会議費	461円905	618円707
前年度繰越	344円977	1,212円940	土木費	483円305	770円353
国庫交付金	95円138	195円373	教育費	8,205円960	11,793円883
地方税交付金	212円000	300円074	衛生費	33円533	522円085
市税	15,787円977	16,845円200	救助費	90円698	44円110
寄付金	-	297円318	警備費	459円446	467円750
借入金	-	1,774円000	勸業費	2円521	380円500
			諸税及負担金	9円508	21円457
			基本財産編入金	388円509	398円270
			負債償却	3,375円615	3,278円669
			雑支出	115円665	2円460
			経常費歳出合計	18,537円390	24,558円415
			(臨時部)		
			教育費	1,343円356	1,809円000
			衛生費	314円152	41円500
			土木費	536円941	385円000
			雑支出	2,389円797	-
			役所費	179円488	-
			警備費	496円001	-
			臨時費歳出合計	5,259円735	2,235円500
歳入合計	24,334円457	26,889円004	歳出合計	23,797円125	26,793円915

(注) 1893(明治26)年度の寄付金および借入金は雑収入に含まれている。

(出典) 『鳥取市歳入出決算書』当該年次より作成。

## 日露戦争期における鳥取市の財政構造

すでに述べたように、日清戦争時には直接、戦争が地方財政に与えた影響は小さかった。むしろ、日清戦争では戦後に地方財政に大きな影響を与えた。すなわち、政府は日清戦争終結とともに、軍備拡張、台湾などでの植民地経営のほかに、国内における土木や産業、教育や保健衛生等の分野の充実を図るための「戦後経営」を活発化させた。

しかし、国家財政の状況は軍備拡張や植民地経営などの拡充に巨額の支出を必要としたため、これら国内行政の分野に十分な支出を行う余裕がなかった。そこで、この矛盾を解決するために政府は、地方に対して国からわずかの補助金を与えることと交換に、多くの特別法令によって国政委任事務を義務付けた。そのため、日清戦争後、中央政府から地方への委任事務は膨大になり、次第に地方統制を強めていくことになった。その影響は地方財政にも反映し、土木費、教育費、勸業費などの膨張となって現れた。例えば勸業費については、地方自治体が多く目の種目にわたって産業の保護・育成のために地元の産業団体に対して産業補助金の支出を増加させたため、地方財政のなかで著しく勸業費の支出を伸ばしていくことになる。

他方、日清戦争後の軍備拡張の影響については、歩兵40連隊が鳥取に置かれたのが特記すべきことである。すなわち、政府は日清戦争終了後の第9帝国議会で提出した1896(明治29)年度の予算において陸海軍の拡張を図ろうとした。この時、陸軍は第7から第12師団までの6個の歩兵師団を増設した。これに基づいて、姫路に第10師団が新設され、歩兵40連隊が鳥取に置かれることになったのである。1897(明治30)年4月鳥取の兵舎がほぼ完成したので、大阪を出発した歩兵40連隊は、同月25日に鳥取市民の熱烈な歓迎の中、鳥取兵舎に到着した。

以上述べたように、日清戦争以後、地方財政は土木費や教育費および勸業費の著しい増加によって膨張の一途をたどった。しかし、1904(明治37)年に勃発した日露戦争は、この地方財政の膨張傾向に歯止めをかけ、大きく財政規模を縮小することになる。なぜなら、この日露戦争は先の日清戦争とは比較にならないほど大規模な戦争であったため、中央政府中心の軍事費を確保する必要から、地方自治体の支出はできるだけ抑えられ、不要不急の事業は中止あるいは延期となったからである。

他方、軍事費支出のための巨額の国税を確保するために、地方税を制限する必要があった。かくして、「非常特別税法」では、地方税制限に関する規定を次のように掲げた。

1. 戦時財政下で、臨時に増税される国税の増徴額に対しては、地方団体の附加税賦課を禁止する。
2. 地方団体による各種の国税附加税の制限を規定した。(地租割は地租10分の5)
3. 附加税の制限外課税は、起債の償還・非常災害復旧工事などの場合のみとし、制限外課税の場合について規定した。

一方、日清戦争の軍事費が国家余剰金や公債などによりまかなわれ、一般歳計に何らの影響を与えなかったのに対し、日露戦争では、巨額の軍事費支出のため、国税大增徴による戦時財政の体制がとられた。1904(明治37)年4月より、先に述べた「非常特別税法」が実施されることとなり、国税地租・営業税・所得税・酒税などの大增税が行われることとなった。

1890年から1914年までの中央・地方における財政支出の推移を見ておこう。第3表を見られたい。この表から次のことがわかる。

まず、中央政府の一般会計は日清・日露の戦争後には大きく比重を増大させている。たとえば、

日清戦争直後の1896・97年には全体の70%を占めるまでになり、日露戦争直後の1905年から1908年には70～75%を占めるまでになっている。その理由は、両戦争の戦後において中央の軍備拡張を中心とする「戦後経営」が先行するからである。

次に、都道府県・市・町村を合わせた地方財政は、中央の一般会計に少し遅れて比重を高めている。その経費の膨張のなかでも、教育費、土木費、衛生費、勸業費が増加した。教育費の増加は、義務教育の普及とそのための設備の整備、教師の養成による。土木費の増加は中央からの補助に連動する河川改修などの土木事業などのためである。また、都市の水道工事によって衛生費が増加し、農業を中心とする勸業費も増加した。

表3 中央・地方の財政支出の構成

(中央・地方合計 = 100%)

	中央政府 一般会計	都道府県	市	町村	郡・ 水利組合	中央・地方 財政支出計 (百万円)
1890	66.0	16.8	1.7	15.5	-	124.3
91	65.1	16.5	3.3	16.0	-	128.2
92	61.1	18.6	3.1	17.2	-	125.6
93	62.2	18.0	3.3	16.5	-	135.9
94	58.3	19.4	3.8	18.5	-	133.9
95	59.6	17.3	4.3	18.8	-	143.2
96	70.8	13.2	3.3	12.7	-	239.5
97	71.6	12.8	3.4	12.2	-	312.4
98	69.5	13.2	3.6	13.7	-	316.1
99	69.0	13.2	4.2	13.6	-	368.1
1900	68.7	12.2	4.6	13.9	0.6	426.1
01	64.9	12.8	5.5	16.2	0.6	411.0
02	65.0	12.7	6.0	15.7	0.6	444.8
03	60.3	14.2	6.4	17.1	2.0	411.1
04	67.7	11.5	5.9	13.5	1.4	409.0
05	75.7	8.3	4.4	10.5	1.1	555.7
06	72.9	8.5	6.4	10.5	1.3	636.9
07	74.4	8.2	5.9	10.9	1.2	809.4
08	72.9	8.6	5.6	10.3	1.3	872.5
09	66.4	9.1	9.1	11.6	1.5	802.6
10	66.4	10.2	8.4	13.9	1.7	856.7
11	59.6	10.6	15.7	13.3	1.8	982.4
12	63.8	10.0	11.3	13.1	1.7	930.2
13	63.7	10.7	10.3	13.5	1.8	900.7
14	66.4	10.5	8.5	12.8	1.8	976.6

(出典) 江見康一、塩野谷祐一『財政支出』165ページ。

## 日露戦争後の「戦後経営」と鳥取市財政

こうした市の財政支出は、日清戦争後の「戦後経営」から増加を示すが、特に顕著に増大するのは日露戦争後の「戦後経営」からである。このことが可能であった理由は、

第1に、中央の財政支出の増大と好景気で名目所得が増大することによって地方税収入が増えたこと。

第2に、中央からの補助金など税外収入が増大した。

第3に、中央の増税によって、それに対応する地方の附加税収入の増加や戸数割などの増徴が可能になり税収入が増加したこと。

第4に、1900年頃から都市計画や上下水道、市電建設のために市債の発行が急増して、膨張する経費をまかなったからである。

この間の事情を見るために、日露戦争直前の鳥取市における1903(明治36)年度から日露戦争後の1907(明治40)年度までの歳入および歳出決算をあげておこう。

表4は、そのうちの歳入部分である。1903(明治36)年度までコンスタントに増大してきた鳥取市の歳入は、日露戦争が勃発した1904年には著しく減少した。その最大の理由は、市税の急激な落ち込みである。しかし、それも翌年から回復し、市税の増加にともなって1907(明治40)年度には大幅な歳入増になった。以降もこの傾向は続き、1908(明治41)年度の鳥取市の歳入は、一挙に前年の56,000円から74,000円へと飛躍的に増大した。

表4 日露戦争前後における鳥取市歳入の推移

	1903(明36)	1904(明37)	1905(明38)	1906(明39)	1907(明40)
財産収入	428円125	543円054	598円662	725円169	801円327
使用料及手数料	700円700	825円400	861円340	977円180	1,035円748
雑収入	11,762円481	13,964円731	7,989円490	9,941円126	12,230円859
前年度繰越	597円144	1,062円344	250円000	1,460円000	0円
交付金	328円726	565円238	420円492	364円759	414円350
県費補助金					167円082
市税	32,924円679	23,021円810	26,901円650	27,919円300	36,432円880
寄付金	403円680	-	30円000	142円879	1,565円335
次年度ヨリ補充金	-	-	4,931円978	1,798円956	3,229円336
借入金					1,019円644
歳入合計	47,085円535	39,982円577	41,983円612	43,329円369	56,896円561

(出典)『鳥取市議会議事録』当該年次より作成。

表 5 日露戦争前後における鳥取市歳出の推移

	1903(明36)	1904(明37)	1905(明38)	1906(明39)	1907(明40)
(経常部)					
役所費	7,981円199	7,325円813	7,844円932	9,228円011	11,310円636
会議費	545円672	212円810	300円273	1,049円419	1,295円160
土木費	1,929円143	1,114円800	800円302	2,655円780	1,055円070
教育費	15,456円109	15,284円186	14,485円209	14,898円419	15,954円183
衛生費	2,505円409	2,416円687	2,222円842	2,442円985	2,809円417
救助費	63円162	83円861	118円593	81円247	139円782
警備費	778円277	508円705	413円933	1,216円383	690円373
勸業費	0円	285円144	61円835	69円199	162円665
諸税負担金	2円805	2円390	5円120	5円790	5円722
基本財産編入金	11,012円093	1,280円287	1,294円592	1,846円092	2,901円020
負債償却費	11,309円078	6,725円626	3,501円344	523円832	801円696
雑支出	1,421円684	4,242円268	4,223円684	52円530	38円500
神社費	-	-			25円000
前年度補充金	-	-		4,931円978	1,798円956
次年度繰越金					703円618
経常費歳出合計	43,004円631	39,482円577	35,272円659	39,001円665	39,691円798
(臨時部)					
土木費	330円953	-	144円558	898円148	390円753
教育費	440円000	-		30円000	90円000
衛生費	397円607	-			59円000
勸業費	1,350円000	-	1,036円482	1,066円000	220円000
寄付金	500円000	250円000	250円000		
雑支出			3,799円912	2,307円171	16,445円010
教育会補助費			20円000		
土地購入費				26円385	
臨時費歳出合計	3,018円560	250円000	5,250円953	4,327円704	17,204円763
歳出合計	46,023円191	39,732円577	40,523円610	48,329円369	56,896円561

(出典)『鳥取市歳入出決算書』当該年次より作成。

他方、歳出は5表に示した。この表からわかるように、歳出は日露戦争勃発時に著しく減少するものの、その後、役所費、会議費、土木費、教育費、衛生費などの増加にともなって急激に増大していく。

日露戦争後、わが国は1905～1907年に現出した好況もつかの間、1907～1908年には早くも戦後恐慌に陥った。これは、1900年と1907年の世界恐慌が、欧米への生糸輸出の減少や中国への綿糸輸出の減少を介して日本に波及したためである。この恐慌後、1910年には借款外債発行による金融緩慢化・金利下落によって一時的に景気は好転した。しかし、まもなく1912年下半年から景気は再び停滞し、国際収支の危機と農業不況の中で、日本経済は「行き詰まり」状態になっていくのである。

この間、地方財政はますます増大する国政委任事務への対応を余儀なくされる。この委任事務は日清戦争以来著しくなってきたが、特に日露戦争後は戦時中に地方で中止あるいは繰り延べされてきた事業が、戦争終結と共に実施されたこともあって急速に増大し、地方の経費を増加させた。こうして地方自治体は、急激に増大する経費をまかなわなければならなかった。

しかし、非常特別税法による地方税制限は日露戦争後においても依然として継続されたため、地方自治体は、勢い税源を戸別割の増税と地方債の増発に求めなければならなかった。前者の極めて強い大衆課税的性格をもつ戸別割の増税は、庶民の生活を脅かし、後者の地方債の増発は、市町村の財政危機をますます深刻化していったのである。

## 参 考 文 献

- 鳥取市『鳥取市歳入出決算書』1889（明治22）年～1910（明治43）年。  
鳥取市『鳥取市議会議事録』1889（明治22）年～1910（明治43）年。  
鳥取市『鳥取市七十年』1962年。  
鳥取県『鳥取県史』近代 第1巻 総説編 1969年。  
鳥取県『鳥取県史』近代 第2巻 政治編 1969年。  
鳥取県『鳥取県史』近代 第3巻 経済編 1969年。  
鳥取県『鳥取県史』近代 第5巻 資料編 1967年。  
毎日新聞社編『鳥取百年』毎日新聞社、1968年。  
山中寿夫『鳥取県の歴史』山川出版、1970年。  
吉岡健次『日本地方財政史』東京大学出版会、1981年。  
藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1949年。  
藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、1941年。  
大蔵省『明治大正財政史』第7巻、経済往来社、1959年。  
松尾 茂『鳥取明治大正史 新聞に見る世相』国書刊行会、1979年。  
中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、1985年。  
石井寛治・原 朗・武田晴人『日本経済史2 産業革命期』東京大学出版会、2000年。  
山本有造『明治維新期の財政と通貨』『日本経済史3 開港と維新』岩波書店、1989年。

（2005年10月21日受理）